

八尾市産業振興に関する連携協定書

八尾市（以下「甲」という。）、みせるばやお（以下「乙」という。）と株式会社みせるばやお（以下「丙」という。）とは、八尾市の産業振興施策に関して一層の連携及び協力関係を深めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接に連携しながら、それぞれが有するネットワーク機能を相互に活用し、八尾の地でイノベーションを起こすべく産業振興に向けた一体的連携を実践することをもって、地域経済を活性化させ、八尾市の持続的発展を果たしていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- （1）次世代企業家を育てるべく、子どもたちに企業経営、ものづくりに対する興味や学びとなるワークショップ等の開催
- （2）業種や地域を越えた様々な分野の人材のつながり共創がうまれる土壌づくりのため、参画企業の拡大と企業間の相互理解が深まる交流事業、ピッチイベント、展示会、イベントの開催
- （3）マーケティング、データ分析やAIの活用等、人材の育成や起業家の育成に関するセミナー等開催
- （4）企業ブランドや商品ブランドを高め、販売促進へとつながっていくイベント開催や展示、ふるさと納税記念品発掘などの商品開発
- （5）中小企業サポートセンターや八尾商工会議所などの各種連携支援機関とのコネクターハブ機能
- （6）行政の社会課題の解決に向けて挑戦しようとする取り組みに対する協力事業の開催
- （7）八尾のブランディングに向けた、まちの魅力づくり、施策PR・広報活動
- （8）その他、産業振興に必要となる事業

2 乙及び丙は、前項に定める事項を実践するために、甲が株式会社ザイマックスとの間で賃貸借契約を交わしている近鉄八尾駅前商業施設 LINOAS（リノアス）8階の大ホール及び付随する備品を無償で活用できるものとする。

3 甲、乙及び丙は、前々項に定める事項について具体的に実践するため、必要な協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙の書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙及び丙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

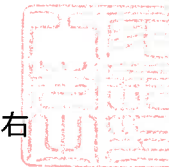
以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月5日

甲：大阪府八尾市本町1丁目1番1号

八尾市

代表者 市長 山本 桂右



乙：大阪府八尾市光町二丁目60番地 リノアス8階

みせるばやお

代表理事 太田 泰造



丙：大阪府八尾市光町二丁目60番地 リノアス8階

株式会社みせるばやお

代表取締役 木村 祥一郎

